

令和6年度（令和5年1月～12月分）市民税・道民税申告書記入の手引

① 現住所、氏名、生年月日、個人番号などを記入

- ・電話番号は必ず記入してください（日中連絡がとれる番号を記入してください）。

② 「1 収入金額等」、「2 所得金額」を記入

- ・申告書裏①「〇所得の内訳（源泉徴収税額）」欄に所得の種類、種目、所得の生ずる場所（勤務先の名称等）、収入金額、源泉徴収税額を記入してください。
- ・申告書表面②「1 収入金額等」欄に令和5年1月から12月までの収入額（年収）を記入してください。
- ・「給与所得」や「公的年金等に係る所得」の算出方法については、以下を参照してください。なお、公的年金等に係る所得は「雑公的年金等7」に該当します。
- ・算出した所得額を、申告書表面②「2 所得金額」欄に記入してください。

<給与所得額換算表>

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
550,999円まで	0円	1,628,000円～1,799,999円	「A」×4×60%+100,000円
551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円	1,800,000円～3,599,999円	「A」×4×70%-80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	「A」×4×80%-440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	収入金額×90%-1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		

<公的年金等所得額換算表>

・公的年金等に係る雑所得及び退職所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

年齢区分	収入金額の合計額(A)	所得金額	年齢区分	収入金額の合計額(A)	所得金額
65歳未満 昭和34年1月2日 以後に生まれた人	600,000円まで	0円	65歳以上 昭和34年1月1日 以前に生まれた人	1,100,000円まで	0円
	600,001円～1,299,999円	(A) - 600,000円		1,100,001円～3,299,999円	(A) - 1,100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 275,000円		3,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 685,000円		4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,455,000円		7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,455,000円
10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円		

・公的年金等に係る雑所得及び退職所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合

年齢区分	収入金額の合計額(A)	所得金額	年齢区分	収入金額の合計額(A)	所得金額
65歳未満 昭和34年1月2日 以後に生まれた人	500,000円まで	0円	65歳以上 昭和34年1月1日 以前に生まれた人	1,000,000円まで	0円
	500,001円～1,299,999円	(A) - 500,000円		1,000,001円～3,299,999円	(A) - 1,000,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 175,000円		3,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 175,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 585,000円		4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 585,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,355,000円		7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,355,000円
10,000,000円以上	(A) - 1,855,000円	10,000,000円以上	(A) - 1,855,000円		

・公的年金等に係る雑所得及び退職所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超の場合

年齢区分	収入金額の合計額(A)	所得金額	年齢区分	収入金額の合計額(A)	所得金額
65歳未満 昭和34年1月2日 以後に生まれた人	400,000円まで	0円	65歳以上 昭和34年1月1日 以前に生まれた人	900,000円まで	0円
	400,001円～1,299,999円	(A) - 400,000円		900,001円～3,299,999円	(A) - 900,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 75,000円		3,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 485,000円		4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,255,000円		7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,255,000円
10,000,000円以上	(A) - 1,755,000円	10,000,000円以上	(A) - 1,755,000円		

※ 配偶者や扶養家族の収入金額は含めず、あなたの収入金額等や所得金額を記入してください。

※所得金額調整控除の適用を受ける方は下記の計算方法を参照してください。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、下記の①から④のいずれかに該当する場合、申告書裏面「16所得金額調整控除に関する事項」欄にその者の氏名、生年月日等を記入してください。なお、特別障害者に当てはまる時は該当欄に「○」と記入してください。また、申告書表面②「2所得金額」欄には給与所得換算後に下記の控除額を引いた金額を記入してください。

- ① あなたが特別障害に該当する
- ② 23歳未満の扶養親族を有する
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- ④ 特別障害者である扶養親族を有する

$$\text{控除額} = \{ \text{給与等の収入金額 (1000万円限度)} - 850\text{万円} \} \times 10\%$$

(2) 給与所得と公的年金等所得があり、合計金額が10万円を超える場合、給与所得換算後に下記の控除額を引いた金額を申告書表面②「2所得金額」欄に記入してください。また、(1)の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から下記の控除額を控除します。

$$\text{控除額} = \{ \text{給与所得 (10万円限度)} + \text{公的年金等所得 (10万円限度)} \} - 10\text{万円}$$

◎営業等所得や不動産所得について

- ・営業や不動産の所得がある方は、収支内訳書の提出が必要になります。
- ・申告書裏面「7事業・不動産に関する事項」欄を記入し、収入金額から必要経費及び専従者控除額を引いた金額を、申告書表面②「2所得金額」欄に記入してください。

③ 「社会保険料控除」について

- ・昨年中に社会保険料を支払っている場合、申告書表面⑩に社会保険の種類（健康保険料、任意継続保険料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）、昨年中に支払った社会保険料、合計額を記入してください。
- ・控除額は、申告書表面③「社会保険料控除13」欄にも記入してください。

※あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が受け取っている公的年金等から差し引かれる社会保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料など）は、あなたの控除の対象とはなりません。

④ 「生命保険料控除、地震保険料控除」について

- ・昨年中に生命保険料や地震保険料を支払っている場合、申告書表面◎の該当欄に昨年中に支払った金額を記入してください。
- ・控除額の算出方法については以下を参照してください。
- ・算出した控除額を申告書表面④「生命保険料控除15」「地震保険料控除16」に記入してください。

<生命保険料控除>

・新契約に係る控除（平成24年1月1日以後に締結した契約）

一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料について、それぞれ次の表のとおり控除額を計算します。表1

支払保険料の金額	生命保険料控除
12,000円以下	支払った保険料全額
12,000円超32,000円以下	支払った保険料×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払った保険料×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円(限度額)

・旧契約に係る控除（平成23年12月31日以前に締結した契約）

一般の生命保険料、個人年金保険料について、それぞれ次の表のとおり控除額を計算します。表2

支払保険料の金額	生命保険料控除
15,000円以下	支払った保険料全額
15,000円超40,000円以下	支払った保険料×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払った保険料×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円(限度額)

○新契約と旧契約の双方に保険料の支払いがある場合、次のうち控除額が大きい方を選択できます。

- A. 新契約に係る控除額(表1) + 旧契約に係る控除額(表2)【限度額 28,000円】
- B. 旧契約に係る控除額(表2)【限度額 35,000円】

○生命保険料控除全体の適用限度額は70,000円です。

<地震保険料控除>

① 地震保険料のみ支払った場合

支払保険料の金額	地震保険料控除
50,000円以下	支払った保険料の1/2
50,000円超	25,000円(限度額)

② 旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険料)のみ支払った場合

支払保険料の金額	地震保険料控除
5,000円以下	支払った保険料全額
5,000円超15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円
15,000円超	10,000円(限度額)

③両方を支払った場合は、①・②でそれぞれ求めた金額の合計が控除額となります。【限度額 25,000円】

⑤ 「寡婦控除、ひとり親控除」について

・寡婦控除の場合は、申告書表面⑩17欄下の括弧の中の死別か離婚のどちらかにもチェック(☑)してください。

・控除額を申告書表面⑤「寡婦、ひとり親控除17～18」に記入してください。

*寡婦控除……260,000円

⇒あなたの合計所得金額が500万円以下で、下記の「ひとり親控除」に該当しない次の(1)又は(2)の条件に該当する女性

- (1) 配偶者と離別又は死別し、扶養親族を有する
- (2) 配偶者と死別し、扶養親族がいない

*ひとり親控除……300,000円

⇒あなたの合計所得金額が500万円以下で、次の(1)又は(2)の条件に該当する方

- (1) 配偶者がおらず、扶養親族の子を有する
- (2) 配偶者がおらず、生計を一にする誰の扶養にもなっていない子(所得48万円以下)を有する

⑥ 「勤労学生控除、障害者控除」について

・勤労学生控除に該当する場合は、申告書表面⑩の該当欄にチェック(☑)し、学校名を記入してください。

・あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者控除に該当する場合、申告書表面⑩に、氏名、マイナンバー、障害の区分(普障・特障)、等級を記入してください。

・控除額を申告書表面⑥「勤労学生、障害者控除19～20」に記入してください。

*勤労学生控除……260,000円

⇒あなたが勤労学生で、前年中の合計所得金額が75万円以下の方(給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に限る)。

*特別障害者(特障)……300,000円(同居の場合530,000円)

⇒身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA判定、精神障害者保健福祉手帳の1級、障害者控除対象者認定証(要介護4・5)をお持ちの方

*その他の障害者(普障)……260,000円

⇒身体障害者手帳の3級から6級、療育手帳のB判定、精神障害者保健福祉手帳の2・3級、障害者控除対象者認定証(要支援2/要介護1・2・3)をお持ちの方

※扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても、障害者控除は適用されます。

⑦ 「配偶者控除、配偶者特別控除」について

<配偶者控除>

	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	住民税の控除額		
～480,000円	330,000 円	220,000 円	110,000 円
配偶者が 70歳以上の場合(※)	380,000 円	260,000 円	130,000 円

※70歳以上の老人配偶者控除は、昭和29年1月1日以前に生まれた方が対象です。

- ・配偶者の合計所得が48万円以下で、誰の扶養にもなっていない場合、**配偶者控除**の対象となります。
- ・配偶者控除を受ける場合、申告書表面⑥に配偶者の氏名、生年月日、マイナンバーを記入してください。
- ・上表より算出した控除額は、申告書表面⑦「配偶者(特別)控除21～22」に記入してください。

<配偶者特別控除>

- ・配偶者の合計所得が48万円超、133万円以下で誰の扶養にもなっていない場合、**配偶者特別控除**の対象となります。
- ・配偶者特別控除を受ける場合、申告書表面⑥に配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額、マイナンバーを記入してください。
- ・下表より算出した控除額は、申告書表面⑦「配偶者(特別)控除21～22」に記入してください。

(参考) 配偶者の給与収入額 (配偶者が給与収入のみの場合の目安)	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
		住民税の控除額		
1,030,001円～1,500,000円	480,001円～950,000円	330,000 円	220,000 円	110,000 円
1,500,001円～1,550,000円	950,001円～1,000,000円	330,000 円	220,000 円	110,000 円
1,550,001円～1,600,000円	1,000,001円～1,050,000円	310,000 円	210,000 円	110,000 円
1,600,001円～1,667,999円	1,050,001円～1,100,000円	260,000 円	180,000 円	90,000 円
1,668,000円～1,751,999円	1,100,001円～1,150,000円	210,000 円	140,000 円	70,000 円
1,752,000円～1,831,999円	1,150,001円～1,200,000円	160,000 円	110,000 円	60,000 円
1,832,000円～1,903,999円	1,200,001円～1,250,000円	110,000 円	80,000 円	40,000 円
1,904,000円～1,971,999円	1,250,001円～1,300,000円	60,000 円	40,000 円	20,000 円
1,972,000円～2,015,999円	1,300,001円～1,330,000円	30,000 円	20,000 円	10,000 円
2,016,000円～	1,330,001円～	0 円	0 円	0 円

※あなたの所得が1,000万円を超える場合、配偶者控除および配偶者特別控除を受けることはできません。ただし、配偶者が障害者手帳等をお持ちであれば、障害者控除の対象となる場合があります。詳しくは市民税課までお問合せください。

⑧ 「扶養控除」について

- ・該当する扶養親族がいる場合、申告書表面㉔に氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、マイナンバー、控除額を記入してください。また、控除額は申告書表面㉔「扶養控除23」にも記入してください。
- ※16歳未満（平成20年1月2日以後に生まれた方）の扶養親族に関しては、扶養控除の適用はありませんが、市民税・道民税の計算などで必要となる場合があります。
- ・扶養親族が別居している場合は、申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも氏名、生年月日等を記入してください。

<扶養控除（1人につき）>

	対象者	控除額
特定扶養親族	年齢19歳以上23歳未満の方を扶養している場合 (平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方)	450,000円
老人扶養親族	年齢70歳以上の方(昭和29年1月1日以前に生まれた方)を扶養している場合	380,000円
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、 あなたや配偶者と同居している場合	450,000円
その他扶養	上記以外の方を扶養している場合 ※16歳未満の方(平成20年1月2日以降に生まれた方)を除く。	330,000円

⑨ 「基礎控除」について

- ・算出方法は、以下のとおりです。申告書表面㉔に記入してください。

<基礎控除>

		控除額
あなたの合計所得金額 (※)	2400万円以下	430,000
	2400万円超 2450万円以下	290,000
	2450万円超 2500万円以下	150,000

※あなたの合計所得金額が
2500万円超の場合は
適用されません。

⑩ 「医療費控除」について

前年中（令和5年1月から12月まで）に医療費を支払っている場合、次のうちどちらか一方を選択し、支払った医療費等、補填される金額を申告書表面㉔に記入してください。また、控除金額を申告書表面㉔に記入してください。医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書の添付も必要です。

★医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費がある場合、一定の金額以上であれば控除の対象になります。※控除の限度額は200万円まで

前年中に 支払った医療費	－	保険金等で 補てんされる額	－	10万円または総所得金額等の5% (どちらか少ない額)	=	医療費控除
-----------------	---	------------------	---	--------------------------------	---	-------

★セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

あなたが健康増進維持や疾病の予防として一定の取り組みを行い、あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために薬局等で風邪薬や頭痛薬、胃薬など、対象となる一般用医薬品の一部品目を購入した場合、12,000円を超えた額が控除の対象となります。※控除の限度額は88,000円まで

前年中に支払った 対象の医薬品等の購入額	－	保険金等で 補てんされる額	－	12,000円	=	セルフメディケーション税制に よる医療費控除
-------------------------	---	------------------	---	---------	---	---------------------------

- ・セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を選択する場合、区分欄に「1」と記入してください。

※上記に記載していない項目の記入方法については下記までお問合せください。

＜申告に必要なもの＞

申告する内容によって必要な書類は異なりますが、一般的には次のようなものが必要になります。(郵送による提出の場合は書類の写しを添付してください。)なお、以下に示す「前年中」は、前年1月から12月までの内容です。

○前年中に給与収入や公的年金等収入がある方は、その源泉徴収票

○前年中に営業、不動産などの所得がある方は、その収入や経費を証明できる帳簿や領収書など

○前年中に支払った社会保険料に係る領収書など

【社会保険料控除の対象となる保険料】(一例)

⇒健康保険料(任意継続含む。)、国民健康保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料など

○生命保険料、地震保険料など前年中に支払った分の控除証明書

○医療費控除を申告される方は、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書

※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を申告される場合、前年中に健康増進維持や疾病の予防に努めていたことを証明する書類

※支払った医療費のうち、生命保険や健康保険などで補てんされた金額があった場合は、その金額が分かる書類。詳しくはお問合せください。

○寄附金控除を申告される方は、寄附金の領収書や受領証など

※全ての寄附金が対象となるわけではありません。詳しくはお問合せください。

○障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など

○マイナンバーカードや運転免許証などの身分証明書(印鑑は不要、身分証明が必要です)

【問合せ・提出先】 〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

小樽市 財政部 市民税課 電話：0134-32-4111(内線242~245)

令和6年度 市民税・道民税 申告書

表

小樽市長	現住所	北海道小樽市花園2丁目12番1号			宛名番号						
	1月1日現在の住所	同上			電話番号	0134-32-4111					
提出年月日	フリガナ	ウカ サブロウ			生年月日	世帯主の氏名	続柄	業種又は職業			
年 月 日	氏名	運河 三郎			昭和25年8月3日	運河 三郎	本人				

1

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料
	介護保険料	76,000		
	後期高齢者保険料	154,000		
合計		230,000		
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計		
	20,392	124,950		
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		
	介護医療保険料の計			
	15,900			
16 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		
17~19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	17	18	19 勤労学生控除 (学校名)	
	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (<input type="checkbox"/> 死別・ <input type="checkbox"/> 離婚)	<input type="checkbox"/> ひとり親控除		
20 障害者控除	フリガナ	ウカ アカリ	障害区分	普障
	氏名	運河 灯	障害の程度	精神3級
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 3 3 3		
	フリガナ		障害区分	
	氏名		障害の程度	
	個人番号			
21~22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ	ウカ レイコ	生年月日	昭和30年4月2日
	氏名	運河 麗子	配偶者の合計所得金額	0
	個人番号		<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	
23 扶養控除	フリガナ	ウカ アカリ	生年月日	昭和61年12月12日
	氏名	運河 灯	同居	続柄
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 3 3 3	控除額	33
	フリガナ		生年月日	
	氏名		同居	続柄
	個人番号		控除額	
	フリガナ		生年月日	
	氏名		同居	続柄
	個人番号		控除額	
1 空扶6歳未満の親族(控除対象外)	フリガナ		生年月日	
	氏名		同居	続柄
	個人番号		控除額	
2	フリガナ		生年月日	
	氏名		同居	続柄
	個人番号		控除額	
3	フリガナ		生年月日	
	氏名		同居	続柄
	個人番号		控除額	
扶養親族年少障害者(配偶者含む。)			扶養控除額の合計	
特定 (99未満)	一般	扶養 (内回帰特例)	普通	
		1	1	
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。				
26 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
27 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額		
	150,000			

収入金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ	
	不動産		ウ	
	利子		エ	
	配当		オ	
	給与		カ	(うち専給) 930,000
	雑	公的年金等	キ	1,990,000
		業務	ク	
		その他	ケ	
	総合譲渡	短期	コ	
		長期	サ	
	一時		シ	
所得金額	事業	営業等	1	
		農業	2	
	不動産		3	
	利子		4	
	配当		5	
	給与		6	280,000
	雑	公的年金等	7	890,000
		業務	8	
		その他	9	
		合計 (7+8+9)	10	890,000
	総合譲渡・一時		11	
	合計		12	1,170,000
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	13	③	230,000
	小規模企業共済等掛金控除	14		
	生命保険料控除	15	④	48,950
	地震保険料控除	16	④	
	寡婦、ひとり親控除	17~18	⑤	
	勤労学生障害者控除	19~20	⑥	260,000
	配偶者(特別)控除	21~22	⑦	330,000
	扶養控除	23	⑧	330,000
	基礎控除	24	⑨	430,000
	13~24までの計	25		1,628,950
雑損控除	26			
医療費控除	27	⑩	91,500	
合計 (25+26+27)	28		1,720,450	

2

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・道民税の納税方法

- 給与から差引き (特別徴収)
- 自分で納付 (普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

B

C

D

E

F

G

H

The確申入力済



6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

Table with columns: 月, 日, 給, 勤務日数, 月, 収. Includes summary rows for 賞与等, 合計, 勤務先所在地, 勤務先名, 電話番号.

⑦ 所得の内訳(源泉徴収税額)

(8 配当所得に関する事項 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項) を除く。



Table with columns: 所得の種類, 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額, 源泉徴収税額. Includes entries for 給与, 雑年金.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 専従者控除額, 青色申告特別控除額.

8 配当所得に関する事項

Table with columns: 配当所得の種類, 所得の生ずる場所, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費. Includes a row for 国外株式等に係る外国所得税額.

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with columns: 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費.

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table with columns: 総合譲渡, 短期, 長期, 一時, 収入金額, 必要経費, 差引金額, 特別控除額, 所得金額.

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。右のニの金額を表面11の所得金額欄へ記入してください。

ニ 合計 イ+(ロ+ハ)×1/2

11 事業専従者に関する事項

Table for business dependents with columns for name, birth date, residence, and tax status.

13 事業税に関する事項

Table for business tax with columns for non-taxable income, business assets, and other details.

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

Table for dividend and stock transfer tax relief with columns for dividend and stock transfer amounts.

15 寄附金に関する事項

Table for donations with columns for prefecture/city/village, common fund, and designated areas.

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table for separated family members with columns for name, birth date, residence, and tax status.

所得税に関する事項

Table for income tax with columns for calculated amount, special deductions, and tax payable.

16 所得金額調整控除に関する事項

Table for income adjustment deductions with columns for name, birth date, residence, and other details.